

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下戦場塩貝戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡皆野町大字皆野字鬼畜道三二〇 一番二地先から同郡同町大字皆野字鳶 沢三二三六番五九地先まで		区 間
一〇・一〇〇二五・一八	七・八〇〇二五・一八	敷地の幅員 (メートル)
三八二・五〇		延長 (メートル)
		備 考